

藤田観光株式会社定款

改正 平 21. 3. 26
改正 平 24. 3. 27
改正 平 25. 3. 26
改正 平 29. 7. 1
改正 平 31. 3. 27
改正 2021. 9. 27
改正 2022. 3. 29
改正 2026. 1. 1
改正 2026. 3. 25

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、藤田観光株式会社と称し、英文では FUJITA KANKO INC. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 旅館、飲食店、遊園地、その他観光施設の経営
- (2) ゴルフ場、スキー場、その他スポーツ施設の経営
- (3) 集会場、売店の経営および賃貸
- (4) 旅行業
- (5) 有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅の経営
- (6) 教育関連事業
- (7) 食料品、酒類、清涼飲料水、医薬品、医療器具、化粧品、書籍、文房具、玩具、衣料、日用雑貨および煙草の販売
- (8) 理容業
- (9) 土地家屋の売買、賃貸借、その仲介、鑑定および不動産コンサルタント業ならびに水道事業
- (10) 造園、樹木の栽培および販売ならびに土木工事
- (11) 建築物の設計および工事監理
- (12) 一般旅客自動車運送事業
- (13) 索道事業
- (14) 前各号に付帯する一切の事業

(本店)

第3条 当社は、本店を東京都文京区におく。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2億2,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号および次条に掲げる権利以外の権利を行使できない。

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売り渡しを請求することができる。ただし、譲渡すべき単元未満株式の数に相当する自己の株式を保有していないときは、この限りでない。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等ならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度が終了した日の翌日から 3 か月以内に、臨時株主総会は
その必要のあるときに、これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を行使することが
できる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができ
る株主とする。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供
措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、
議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(招集権者および議長)

第 16 条 株主総会は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役
兼社長執行役員がこれを招集し、議長となる。ただし、当該取締役に事故があるときは、予め
取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使す
ることができる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の
1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することがで
きる。ただし、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに会社に提出しなけれ
ばならない。

(議事録)

第 19 条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令の定める事項を議
事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(定 員)

第 20 条 当社に、取締役 12 名以内をおく。

(選任方法)

第 21 条 取締役は、株主総会によって選任する。

2. 前項の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上に
当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第23条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

(執行役員)

第24条 執行役員は、取締役会の決議により選任する。

2. 取締役会は、その決議により、執行役員の中から社長執行役員を選定するほか、その他の役付執行役員を選定することができる。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の少なくとも3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

2. 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令の定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(定員)

第31条 当会社に監査役5名以内をおく。

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会によって選任する。

2. 前項の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の少なくとも3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。

(監査役会議事録)

第37条 監査役会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令の定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされない場合は、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第45条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当をすることができる。

2. 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当をすることができる。
3. 当社は、前2項のほか、基準日を定めて株主総会の決議により剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合には、その交付開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。また、未払配当財産には利息を付けないものとする。

(附則)

第1条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。